|  |  |
| --- | --- |
| . | **第６章　小児医療対策** |

【現状と課題】

|  |  |
| --- | --- |
| 現　　状  １　小児医療提供状況  （１）医療提供状況  ○　当医療圏で小児科を標榜している病院は4病院、小児科を標榜している診療所は77診療所あります。（平成29(2017)年6月1日現在）  ○　愛知県医療機能情報公表システム（平成28(2016)年度調査）によると小児科専門医のいる医療機関は3病院、14診療所です。  ○　国の平成28(2016)年医師・歯科医師・薬剤師調査によると、当医療圏の主たる診療科を小児科とする医療施設従事医師数は37人、15歳未満人口千人あたりの医師数は0.59人で県平均0.88人より低くなっています。（表6-1）  （２）特殊（専門）外来等  ○　当医療圏に小児期において近年増加してきている糖尿病などの小児生活習慣病やアレルギ－などに対応する特殊（専門）外来を実施している医療機関があります。  ２　小児救急医療体制   * 岡崎市医師会夜間急病診療所（内科、小児科、外科）は、平成16(2004)年6月から小児科専門医による小児科外来を設置し、毎日午後8時から午後11時まで診療を行っています。   ○　岡崎市小児救急医療対策部会において、症状別の対処法を掲載したガイドブックの作成・配布、また市町では保護者向けの小児救急出前講座を開催するなど、各種事業を展開しています。  ○　愛知県では、かかりつけの小児科医が診察していない夜間に、患者の症状に応じた適切な医療相談が受けられるよう、保護者向けの小児救急電話相談事業を実施しています。  　毎日午後7時から翌日午前8時まで、看護師資格を有する相談員が電話で対応します。電話番号は、全国統一の短縮番号＃8000番（短縮番号を利用できない場合は052-962-9900）です。    ３　保健、医療、福祉の連携  　○　虐待を受けている子どもが、長期的には増加傾向にあり、早期に発見して、適切に対応していくことが重要です。  各市町に、要保護児童対策地域協議会が設置されており、保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携して、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童への対応を行っています。  　○　保健所では、小児慢性特定疾病児等長期にわたり療養が必要な児の相談や療育指導等を行っています。  　○　岡崎市こども発達センターでは、発達に心配のある子どもの「相談」「医療」「療育」を総合的に行っています。  ４　医療費の公費負担の状況  ○　当医療圏の子ども医療費助成の対象者は、通院、入院とも中学校卒業までの子どもで医療保険による自己負担額の助成が行われています。  (平成30(2018)年3月現在)  ５　小児がんの医療  ○　小児がん拠点病院は名大学附属病院で、県内に１ヵ所の状況です。患者家族の滞在施設を併設し、難治性小児がんの治療が行われています。 | 課　　題  ○　小児科医や小児科を標榜する病院･診療所の確保が必要になります。  ○　病病連携･病診連携による小児医療提供の体制整備の推進が必要です。  ○　夜間における小児の時間外救急において、岡崎市民病院への軽症患者の集中を緩和するため、軽症患者は夜間急病診療所を受診するよう、住民や患者・家族等への普及啓発を図る必要があります。  ○　医療、教育等地域関係機関と連携した支援が必要です。  ○　小児がん等により長期の入院治療等を必要とする場合に、医療、教育等地域関係機関と連携した支援が必要です。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【今後の方策】  ○　小児救急医療体制の一層の充実を図るため、医師会、主要病院、市町等関係機関と連携をとり、地域の実情に応じた方策について協議していきます。  ○　身近な地域で診断から治療、また、ニーズに応じたサービスが提供できるよう、医療機関や地域関係機関の連携を推進します。  ○　子どもが急に病気になっても、安心して相談、医療が受けられるよう、かかりつけ医を持つことを推奨するとともに、病診連携、病病連携を推進し、地域小児医療体制の整備、充実を図ります。  ○　小児救急医療体制推進のために、関係諸機関との連携を図ります。  ○　子どもの様々な健康問題に対応するため、保健、医療、福祉が連携して継続的なケアができる体制を目指します  ○　小学校や中学校等への復学時に重要となる教諭等への小児がんに関する情報提供を行い、小児がん患者の復学を支援していきます。  表6-1　小児科医師数等   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 小児科医師数\*  （H28.12.31） | 15歳未満人口  （H27.10.1） | 15歳未満千人対医師数 | | 医療圏 | 37 | 63,071 | 0.59 | | 県 | 904 | 1,022,532 | 0.88 |   資料：小児科医師数(主たる診療科が小児科の医療施設従事医師数)：H28医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）  15歳未満人口 : 国勢調査(総務省)  ＊複数の診療科に従事している場合の主として小児科に従事している場合と、1診療科のみに従事している場合の医師数である。 |

**小児救急医療連携体系図**具体的な医療機関名は、別表に記載しております。

****

小児救急医療支援事業参加病院

【体系図の説明】

①　小児救急電話相談事業とは、小児の保護者の安心感の向上を図るため、かかりつけの小児科医等が診療していない夜間（午後7時から翌日午前8時）に、看護師資格を有する相談員が保護者向けの救急電話相談を行うものです。

②　休日・夜間の時間外救急は、休日夜間診療所及び在宅当番医が担当します。

③　病院群輪番制に参加する病院は、原則として2次医療圏域の休日・夜間の救急患者を受け入れますが、時間外外来に多くの小児の軽症患者が集中しています。

④　地域の小児基幹病院には、救命救急センター、小児救急医療支援事業に参加する病院及び小児医療を24時間体制で提供する病院（診療報酬により小児入院管理料1又は2の評価を受けている病院）が該当します。

地域の小児基幹病院は、原則として2次医療圏域の小児の重篤な救急患者を受け入れます。

小児救急医療支援事業は、県内2か所の医療圏で実施しています。

⑤　県の小児救急中核病院には、小児救命救急センターが該当します。また、県の要請によりPICUを設置している2病院は、小児救命救急センターの役割の一部を補完します。

県の小児救急中核病院は、全県レベルで小児の重篤な救急患者を受け入れます。

県あいち小児保健医療総合センターは、平成28(2016)年3月30日に小児救命救急センターに指定されています。

⑥　救急搬送の要請を受けた消防機関は、地域の小児基幹病院に連絡し、迅速に搬送します。

⑦　愛知県救急医療情報センターでは、インターネットや電話を通じ、消防機関や県民に対して受診可能な医療機関を案内します。